

2018年3月9日 全11頁

# 法律・制度 Monthly Review 2018.2

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、所得税法等の一部改正法案が国会に提出されたこと（2日）、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインが確定したこと（6日）、相続法の改正要綱案が採択されたこと（16日）、会社法改正の中間試案に関する意見募集が開始されたこと（28日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	2
○3月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
フェア・ディスクロージャー・ルール細則の概略	6
○レポート要約集	10
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○2月のウェブ掲載コンテンツ	11

## ◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	上場株式等の住民税の課税方式の解説 (法改正反映版) ～「住民税の申告書」を提出することにより 負担減のケースも～	是枝 俊悟	税制	9
9日	法律・制度 Monthly Review 2018.1 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
16日	フェア・ディスクロージャー・ルール細則の概略 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	7

## ◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」を設置。</li> <li>◇司法取引の対象となる罪を定める刑事訴訟法政令案の意見募集が開始（期限は3月2日まで）。政令案では、租税に関する法律、独占禁止法、金融商品取引法、商品先物取引法、投資信託法、特定商取引法、銀行法、貸金業法、会社法、犯収法、資金決済法に規定する罪等が対象として挙げられている。</li> <li>◇平成29年度補正予算（一般会計・特別会計）が可決・成立。</li> <li>◇証券監督者国際機構（IOSCO）代表理事会、「ファンドの流動性リスク管理改善のための提言およびグッドプラクティス」を公表。</li> </ul>
2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇所得税法等の一部改正法案が国会に提出される（平成30年度税制改正関連）。</li> <li>◇国際観光旅客税法案が国会に提出される（平成30年度税制改正関連）。</li> <li>◇金融庁、投資法人の計算に関する規則の一部改正案を公表（意見提出期限は3月5日まで）。投資法人が海外不動産投資に伴い支払う外国法人税について、損益計算書上、営業費用として表示する旨を明確化するもの。</li> <li>◇国税庁、「FAQ『非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度』」を更新。金融商品取引業者はいつから報告金融機関等に該当するかなどの設問が追加される。</li> <li>◇国税庁、文書回答事例「合併法人の株主に公益財団法人が含まれている場合の支配関係の判定について」（1月26日付）を公表。</li> </ul>
6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインが確定（制定・適用は4月1日）。</li> <li>◇地方税法等の一部改正法案が国会に提出される（平成30年度税制改正関連）。</li> <li>◇金融庁、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正。</li> <li>◇商法及び国際海上物品運送法の一部改正法案が国会に提出される。商法の完全口語化、航空運送の規定の創設等を行うもの。</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本銀行決済機構局、決済システムレポート別冊「フィンテック特集号—金融イノベーションとフィンテック—」を公表。</li> <li>◇第10回日本証券サミットがニューヨークで開催される。</li> <li>◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS第19号「従業員給付」の修正を公表（2019年1月1日以後から適用）。年金会計に関する狭い範囲の修正。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇内閣府の消費者委員会、「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」を設置（座長は鹿野菜穂子・慶應義塾大学大学院法務研究科教授）。</li> </ul>

9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇産業競争力強化法等の一部改正法案が国会に提出される。</li> <li>◇生産性向上特別措置法案が国会に提出される。「規制のサンドボックス」制度の創設、データの共有・連携のためのIoT投資の減税等の内容。</li> </ul>
12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇英国金融行為規制機構（FCA）、アルゴリズム取引の監督に関するレポートを公表。</li> </ul>
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁の「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」、第1回会合を開催。</li> <li>◇「NISAの日」。各種セミナー・イベントが開催される。</li> <li>◇IOSCO、市中協議書「リテール投資家向けOTCレバレッジ商品に係る報告書」を公表。</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇全国銀行協会、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）に対する意見を公表。</li> <li>◇日本公認会計士協会（JICPA）、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）に対する意見を公表・提出。</li> <li>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、税制改革法案（Tax Cuts and Jobs Act）に関する所得税会計を改善。</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」、第14回会合を開催。「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」が示される。</li> <li>◇国税庁、「競馬の馬券の払戻金に係る課税について」を公表。所得区分については、馬券購入の期間・回数・頻度その他の態様・利益発生規模・期間その他の状況等の事情を総合考慮して、雑所得または一時所得に区分されるところとしている。今後パブリックコメントを実施し、所得税基本通達を改正する予定。</li> </ul>
16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法制審議会の総会において「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」が採択される。</li> <li>◇企業会計基準委員会、企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」および企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」を公表。原則として平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。</li> <li>◇JICPA、会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」及び「税効果会計に関するQ&amp;A」を廃止。</li> <li>◇JICPA、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同9号「持分法会計に関する実務指針」、同14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&amp;A」の改正を公表。</li> <li>◇JICPA、会長声明「関係省庁からの『事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について』の公表について」を公表。</li> <li>◇JICPA、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」を公表。</li> <li>◇国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会（CPMI）、報告書「クロスボーダーリテール決済」を公表。</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇パーゼル銀行監督委員会（パーゼル委）、「サウンド・プラクティス：FinTechの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」を公表。</li> </ul>
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本経済団体連合会、提言「国民本位のマイナンバー制度への変革を求める」を公表。</li> </ul>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（案）を公表（コメント期限は3月14日まで）。</li> <li>◇日本証券業協会（JSDA）、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部改正案を公表（意見提出期限は3月22日まで）。報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加するもの。</li> <li>◇JSDA、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」及び同細則の</li> </ul>

21 日	<p>一部改正案を公表（意見提出期限は3月22日まで）。取引所外売買における売買停止の運用を見直すもの。</p> <p>◇IOSCO、市中協議書「株式による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」を公表。</p> <p>◇米国証券取引委員会（SEC）、公開会社（Public Company）のサイバーセキュリティの開示に対する声明及び解釈指針を採択。</p>
27 日	<p>◇JICPA、「統合報告の将来ビジョンと公認会計士の役割～持続的な価値創造サイクルを支える企業報告モデル構築に向けて～」（2月15日付）を公表。</p> <p>◇バーゼル委、市中協議文書「開示要件（第3の柱）の更新—第3フェーズ」を公表（コメント期限は5月25日まで）。</p>
28 日	<p>◇所得税法等及び地方税法等の一部改正法案が衆議院で可決され、参議院に送付される。</p> <p>◇「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見募集が開始（4月13日まで）。</p> <p>◇FASB、会計基準の改訂「技術的訂正および金融商品の改善—全体『金融資産および金融負債の認識および測定』」を公表。</p>

### ◇3月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2018年 (H30)	3月31日	<p>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国際統一基準行）。</p> <p>◇SA-CCR導入（予定）。ただし、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用可。</p>
	4月1日	<p>◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。</p> <p>◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。</p> <p>◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。</p> <p>◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。</p> <p><b>◇事業承継税制の特例制度（全株・税額全額の納税猶予、複数人への承継等）の導入（2018年1月1日以後の贈与・相続等から適用）（予定）。</b></p> <p><b>◇相続税の小規模宅地等の特例適用要件を厳格化（予定）。</b></p> <p><b>◇親族等が実質支配する一般社団法人等への贈与・遺贈等に対する課税強化（予定）。</b></p> <p><b>◇所得拡大促進税制の見直し（予定）。</b></p> <p>◇金融商品取引法の一部改正が施行（フェア・ディスクロージャー・ルール、HFT規制等）。</p>
	5月1日	<p>◇確定拠出年金法の平成28年改正について、下記の改正が施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人型への企業拠出が可能（小規模事業主掛金納付制度）</li> <li>・企業年金制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充</li> <li>・企業型について事業者の加入者に対する継続投資教育が努力義務化</li> <li>・運用商品提供数の上限が設定</li> </ul> <p>◇国債の決済期間が、現行のT+2（約定日の2営業日後に決済）からT+1（約定日の1営業日後に決済）に短縮（約定分）。</p>
	5月25日	◇EUの一般データ保護規則（GDPR）適用開始。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	<p>◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。</p> <p>◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。</p>

2019年 (H31)	1月1日	<u>◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施(予定)。</u> <u>◇(2019年1月1日以後開始事業年度より)税法上の「恒久的施設」(PE)の定義の見直しが施行(予定)。</u> ◇IFRS16号「リース」発効。
	3月31日	◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国内基準行)。 ◇G-SIBsへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	4月~5月	◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年	1月1日	<u>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し(予定)。</u> <u>◇投資信託等の外国税額控除の見直し(予定)。</u>
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇改正民法(債権法)が施行。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。 ◇G-SIBsへのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
2023年	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、2月28日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。平成30年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

## ◇今月のトピック

## フェア・ディスクロージャー・ルール細則の概略

## ～2017年金商法改正関連シリーズ～

2018年2月16日 横山 淳

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20180216\\_012748.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20180216_012748.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 FDルールの対象となる情報提供者（伝達主体）

金融商品取引法	金融商品取引法施行令14条の16、重要情報公表府令2条など
<b>①上場会社等</b> ②上記①に該当する投資法人の資産運用会社（上場投資法人等の資産運用会社） ③上記①②の役員、代理人、使用人その他の従業者（役員等）	次の(イ)～(ホ)のいずれかに該当する有価証券（注1）のうち、金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券に該当するもの、又は取扱有価証券に該当するものの発行者 (イ) 社債券、優先出資証券、株券、新株予約権証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券 (ロ) 上記(イ)（注2）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券 (ハ) 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち、社債券、優先出資証券、株券、新株予約権証券の性質を有するもの又は外国投資証券 (ニ) 上記(ハ)を受託有価証券とする有価証券信託受益証券 (ホ) 上記(ハ)についての預託証券・証書（いわゆるDR）

（注1）投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券、外国投資証券については、いわゆるREITが対象。

（注2）金融商品取引所に上場しているものなどを除く。

（出所）金商法改正法、金融商品取引法施行令、重要情報公表府令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 FDルール上の「取引関係者」その1 金融商品取引業者、登録金融機関など

金融商品取引法	重要情報公表府令4～6条	ガイドライン 問5
<b>①金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者</b> ②上記①の役員、代理人、使用人その他の従業者	(イ) 金融商品取引業者（注1） (ロ) 登録金融機関 (ハ) 信用格付業者その他信用格付業を行う者 (ニ) 投資法人（注2） (ホ) 専門的知識及び技能を用いて有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析・評価を行い、特定の投資者に当該分析・評価の内容の提供を行う業務により継続的な報酬を受けている者 (ハ) 高速取引行為者 (ト) 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において上記(イ)～(ハ)、(ホ)、(ハ)と同種類の業務を行う者又は外国投資法人	—

<b>重要情報の適切な管理のために必要な措置</b> を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者を除く	金融商品取引業等（注3）以外の業務を遂行する過程で、伝達を受けた重要情報を、公表前に金融商品取引業等において利用しないための的確な措置	（具体的な措置の例） 社内規則等の整備やこれを遵守するための役員・従業員に対する研修など
---	---	---

（注1）投資法人である上場会社等又はその役員等が、その業務に関して、当該上場会社等の資産の運用に係る業務の委託先である上場投資法人等の資産運用会社に重要情報を伝達する場合における、当該上場投資法人等の資産運用会社を除く。運用のための「ビークル」（「箱」）である投資法人とその運用業務委託先の資産運用会社との間での必要な情報の授受を適用対象から除外する趣旨だと考えられる。

（注2）上場投資法人等の資産運用会社又はその役員等が、その業務に関して、当該上場投資法人等の資産運用会社に資産の運用に係る業務を委託している投資法人である上場会社等に重要情報を伝達する場合における、当該投資法人を除く。（注1）参照。

（注3）ここでいう金融商品取引業等とは、図表中（イ）～（ハ）、（ホ）～（ト）についての業務又は有価証券に関連する情報の提供若しくは助言を行う業務である。

（出所）金商法改正法、重要情報公表府令、ガイドラインを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 FDルール上の「取引関係者」 その2 売買等を行う蓋然性の高い者

金融商品取引法	重要情報公表府令7条	ガイドライン 問6
上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者	(a) <b>当該上場会社等に係る上場有価証券等の保有者</b> (b) 適格機関投資家 (c) 有価証券に対する投資を行うことを主たる目的とする法人その他の団体 (d) 上場会社等の運営、業務又は財産に関する情報を特定の投資者等に提供することを目的とした会合の出席者（注）	（該当しない例） 企業グループの経営管理のために、親会社に対して伝達を行うような場合

（注）当該会合に出席している間に限る。

（出所）金商法改正法、重要情報公表府令、ガイドラインを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 守秘義務等と情報漏洩

金融商品取引法	重要情報公表府令9条	ガイドライン 問7
法令又は契約により、取引関係者が、次の①かつ②の義務を負う場合、重要情報の公表は不要 ①公表される前に、重要情報に関する秘密を他に漏らさない義務（守秘義務） ②上場有価証券等の売買等をしてはならない義務	—	（公表は不要と考えられる例） ◇証券会社の投資銀行業務を行う部門との間で組織再編や資金調達等の相談をするために重要情報を伝達する場合 ◇信用格付業者に債券等の格付を依頼する際に重要情報を伝達する場合 いずれも金融商品取引法令などにより左記①②の義務を負う。
取引関係者が、法令又は契約に違反して、上記①②に反する行為を行ったことを知ったとき、上場会社等は速やかに重要情報を公表しなければならない ただし、 <b>やむを得ない理由</b> がある場合は、公表は不要	次の(a)又は(b)の重要情報で、公表することにより、その行為の遂行に重大な支障が生じるおそれがあるとき (a) 次の行為（注）に係る重要情報 イ 合併 ロ 会社の分割	—

	ハ 株式交換 ニ 株式移転 ホ 事業の全部又は一部の譲渡・譲受け ヘ 公開買付け、自己株式公開買付け ト 子会社の異動を伴う株式等の譲渡・取得 チ 破産手続開始等の申立て リ 資本又は業務上の提携・提携の解消 (b) 株式等の募集、売出しなどに係る重要情報	
--	---	--

(注) 上場会社等のみならず、その親会社・子会社、(上場投資法人等の場合、その資産運用会社) が行い、又は行おうとしている場合を含む。

(出所) 金商法改正法、重要情報公表府令、ガイドラインを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 FDルール上の「重要情報」

金融商品取引法	ガイドライン 問2、問4
<p>当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin-top: 20px;"> <p>直接的には、上場会社等における情報管理に関する指針を定めた規定だが、同時に、「重要情報」に対する金融庁の考え方も示されている。</p> </div>	<p>(総論) (問2)          「未公表の確定的な情報であって、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報を対象とするものです。」</p> <p>(情報管理の範囲) (問2)          「本ルールを踏まえた情報管理については、例えば、上場会社等は、それぞれの事業規模や情報管理の状況に応じ、次のいずれかの方法により重要情報を管理することが考えられます。</p> <p>① 諸外国のルールも念頭に、何が有価証券の価額に重要な影響を及ぼし得る情報か独自の基準を設けて IR 実務を行っているグローバル企業は、その基準を用いて管理する</p> <p>② 現在のインサイダー取引規制等に沿って IR 実務を行っている企業については、当面、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インサイダー取引規制の対象となる情報、及び</li> <li>・決算情報(年度又は四半期の決算に係る確定的な財務情報をいいます。③において同じ。)であって、有価証券の価額に重要な影響を与える情報を管理する</li> </ul> <p>③ 仮に決算情報のうち何が有価証券の価額に重要な影響を与えるのか判断が難しい企業については、インサイダー取引規制の対象となる情報と、公表前の確定的な決算情報を全て本ルールの対象として管理する</p> <p>この3つの方法のうち、最低限の情報管理の範囲は②となります。」</p> <p>(個別事例) (問4)  <b>① 今後の中長期的な企業戦略、計画等に関する議論</b>          「今後の中長期的な企業戦略・計画等に関する経営者と投資家との建設的な議論の中で交わされる情報は、一般的にはそれ自体では本ルールの対象となる情報に該当しないと考えられます。ただし、例えば、中期経営計画の内容として公表を予定している営業利益・純利益に関する具体的な計画内容などが、それ自体として投資判断に活用できるような、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼ</p>

	<p>す蓋然性のある情報である場合であって、その計画内容を中期経営計画の公表直前に伝達するような場合は、当該情報の伝達が重要情報の伝達に該当する可能性がある点にご留意下さい。」</p> <p><b>②既に公表した情報の詳細な内訳、補足説明、公表済の業績予想の前提となった経済の動向の見込み</b></p> <p>「既に公表した情報の詳細な内訳や補足説明、公表済の業績予想の前提となった経済の動向の見込みは、一般的にはそれ自体では本ルールの対象となる情報に該当しないと考えられます。ただし、こうした補足説明等の中に、例えば、企業の業績と契約済みの為替予約レートに関する情報であって、その後の実際の為替レートの数値と比較することで容易に今後の企業の業績変化が予測できるような、それ自体として公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報が含まれる場合は、そのような情報は重要情報に該当する可能性がある点にご留意下さい。」</p> <p><b>③いわゆるモザイク情報</b></p> <p>「工場見学や事業別説明会で一般に提供されるような情報など、他の情報と組み合わせることで投資判断に活用できるものの、その情報のみでは、直ちに投資判断に影響を及ぼすとはいえない情報（いわゆる『モザイク情報』）は、それ自体では本ルールの対象となる情報に該当しないと考えられます。」</p>
--	---

（出所）金商法改正法、ガイドラインを基に大和総研金融調査部制度調査課作成。なお、引用は、ガイドライン問2、問4。

図表6 重要情報を「同時」ではなく、「速やかに」公表する場合

金融商品取引法	重要情報公表府令8条	ガイドライン 問8
<p>①伝達時に、重要情報に該当することを知らなかった場合</p> <p>②伝達と同時にこれを公表することが困難な場合</p>	<p>(イ)取引関係者に<b>意図せず重要情報を伝達した場合</b> →</p> <p>(ロ)伝達時に、伝達の相手方が取引関係者であることを知らなかった場合</p>	<p>(例)</p> <p>伝達する予定のなかった重要情報を、役員等がたまたま話の流れで伝達してしまったような場合</p>

（出所）金商法改正法、重要情報公表府令、ガイドラインを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 F Dルール上の公表方法

金融商品取引法	重要情報公表府令10条
インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない	<p>①臨時報告書などの提出、公衆縦覧（EDINETによる法定開示）</p> <p>②所定の報道機関2以上に対して公開してから12時間が経過（いわゆる12時間ルール）</p> <p>③金融商品取引所に通知し、所定の電磁的方法により公衆縦覧（TDNetによる適時開示）（注1）</p> <p>④上場会社等がそのウェブサイト重要情報を掲載（注2）</p>

（注1）いわゆるプロ向け市場については、別途規定が定められている（重要情報公表府令10条4号）。

（注2）「当該ウェブサイトに掲載された重要情報が集約されている場合であって、掲載した時から少なくとも一年以上投資者が無償でかつ容易に重要情報を閲覧することができるようにされている」ことが要件とされる。

（出所）金商法改正法、重要情報公表府令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【1日】

#### 上場株式等の住民税の課税方式の解説（法改正反映版）

#### ～「住民税の申告書」を提出することにより負担減のケースも～

2017年度の税制改正により、上場株式等の住民税の課税方式が事実上見直されている。

上場株式等の配当所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることが明確化された。特定公社債等の利子所得及び源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等における申告不要制度と申告分離課税の選択においても、同様である。

上場株式等の配当所得については、課税所得金額によっては「上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）」が最も納税額が少なくなる課税方式となる場合がある。上場株式等の譲渡所得・利子所得については、自営業者や年金生活者等が、上場株式等の譲渡所得・利子所得につき「所得税では申告分離課税（損益通算・繰越控除などを利用）、住民税は申告不要制度」が税と社会保険料を合わせた負担額が最も少なくなる課税方式となる場合がある。

所得税と住民税で異なる課税方式を選択するには、所得税の確定申告書を税務署に提出するとともに、別途、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。なお、住民税の申告書の様式は市区町村により異なるため、申告書提出にあたっては、納税者自らが市区町村に問い合わせ確認する必要がある。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180201\\_012718.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20180201_012718.html)

### 【9日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2018.1

#### ～法律・制度の新しい動き～

1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけが開始したこと（1日）、つみたてNISAが開始したこと（1日）、IFRS9号「金融商品」及び同15号「顧客との契約から生じる収益」が発効したこと（1日）、EUで第二次金融商品市場指令（MiFIDⅡ）が施行されたこと（3日）、有償ストック・オプションの会計処理が確定したこと（12日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20180209\\_012731.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20180209_012731.html)

### 【16日】

#### フェア・ディスクロージャー・ルール細則の概略

#### ～2017年金商法改正関連シリーズ～

2017年12月27日、フェア・ディスクロージャー・ルールについて、対象となる上場会社等の範囲、対象となる情報受領者の範囲、公表前に重要情報を提供した場合の当該重要情報の公表方法などの細目を定める政令、内閣府令が公布された。

2018年2月6日には、ガイドラインも制定され、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報についての金融庁の見解も、一部、示されている。

フェア・ディスクロージャー・ルールの施行日は、平成30年4月1日である。

※本稿は、2017年11月8日付レポート「フェア・ディスクロージャー・ルール細則案の概略」を、最終的な府令、ガイドラインに基づき書き改めたものである。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20180216\\_012748.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20180216_012748.html)

### ◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (2月3日付朝刊7面)	家計の実質可処分所得の推移について 試算掲載	是枝 俊悟
東京新聞 (2月12日付朝刊1面)	家計の実質可処分所得の推移と賃上げ についてコメント	是枝 俊悟
長崎新聞 (2月12日付朝刊3面)	会社法制（企業統治等関係）の見直しに 関する中間試案についてコメント	横山 淳
週刊朝日 (2月6日号)	30歳の息子に教えたいお金のこと	是枝 俊悟
金融ジャーナル (3月号)	社外取締役選任の現状と今後の課題	横山 淳
Financial Adviser (3月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 36- つみたてNISA 普及策として期待される 「職場積立NISA」	金本 悠希

### ◇2月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2月14日 掲載	コラム：金融商品会計基準（貸付金の減損含む）、検討本格開始 へー時価の算定方法も見直しへー <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20180214_012736.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20180214_012736.html</a>	吉井 一洋
2月28日 掲載	コラム：米国のインフラはいつになったら良くなるのか <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20180228_012778.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20180228_012778.html</a>	鳥毛 拓馬